

東武軸連携外国人観光客誘客促進事業業務委託プロポーザル企画提案審査基準

1. 審査の考え方、配点

(1) 審査の考え方

提案書の審査にあたっては、「東武軸連携外国人観光客誘客促進事業業務委託要求水準書」「東武軸連携外国人観光客誘客促進事業業務委託プロポーザル募集要項」等の関係書類を基に、本業務に対する企画提案等について、提案書及びヒアリング等における聴き取りにおいて審査する。

具体的には、①業務の実施体制 ②類似業務の実績 ③業務に対する基本的な考え方 ④企画提案の内容 ⑤工程計画 ⑥コストの考え方（見積価格）について、審査するものである。

(2) 審査項目・配点

審査は、100点を満点とし、次のように審査項目別に配点する。

審査項目	配点
①業務の実施体制	10
②類似業務の実績	10
③業務に対する基本的な考え方	5
④企画提案の内容	60 (20×3)
⑤工程計画	10
⑥コストの考え方（見積価格）	5

2. 各項目の審査基準

(1) 業務の実施体制（10点）

本業務を実施するにあたっての会社としての体制について審査する。

- ・ 業務を安定的に履行可能な人員及び組織体制が計画されているか。
- ・ 社内のサポート体制や、他企業等の支援体制は十分あるか。

(2) 類似業務の実績（10点）

過去5年以内における類似業務の実績について審査する。

- ・ 類似業務について、元請実績を有しているか。

(3) 業務に対する基本的な考え方（5点）

本業務を請け負うにあたっての基本的な考え方を審査する。

- ・ 本業務の趣旨を十分に理解し、適切な履行にあたっての基本姿勢が提案されているか。

(4) 企画提案の内容（60点）

具体的な企画提案の内容を審査する。

- ・ 受入体制の磨き上げの実施にあたって、ターゲット層の嗜好や文化的背景を考慮した効果的な内容となっているか。また、実施後に、インバウンド向けの接客マナー及び満足度の高いサービスについて助言を行う（アドバイザー選定など）体制が整っているか。（20点）
- ・ プロモーション実施にあたって、ターゲット層の嗜好や文化的背景を考慮した訴求力の高い手法を提案しているか。また、三市町間の周遊を促す内容となっているか。（20点）

- ・ 鉄道コンテンツの深化及び造成に向けて、令和2年度の内容およびフィードバックをふまえ、ターゲット層に訴求力の高い着地型旅行商品の提案をしているか。（20点）

(5) 工程計画（10点）

業務実施に支障がない工程か審査する。

- ・ 確実に履行できるスケジュールとなっているか。
- ・ 発注者側の意図を組み入れる機会が十分に設けられているか。

(6) コストの考え方（見積価格）（5点）

要求水準に沿った価格が提示され、業務実施に支障はないか審査する。

- ・ 要求水準に沿った価格提示がなされているか。

3. 評価点数

評価の際には、項目ごとの審査基準を参考とし、審査項目ごとに5段階で評価を行う。評価の際には要求水準を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

評価にはそれぞれ対応する点数を設け、当該項目の得点とする。

評 価	配点が5点の場合の点数	配点が10点の場合の点数	配点が15点の場合の点数	配点が20点の場合の点数
大変優れている	5	10	15	20
優れている	4	8	12	16
普通	3	6	9	12
劣る	2	4	6	8
大変劣る	1	2	3	4
未記入・未提出	0	0	0	0

4. 受託候補者の選定について

プロポーザル選考委員会の委員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。

ただし、全委員の平均得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないとして、受託候補者として選定しない。

- ① 過半数を超える審査員から最高順位を得た者
- ② ①により決しない場合、全審査員の合計得点が最高得点の者
- ③ ②が複数いる場合、「企画・提案内容」の評価点の合計が最も高い者
- ④ ③が複数いる場合、提案金額の最も安価な者

5. 注意事項

- ① 委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった場合には事務局に連絡するものとする。
- ② 評価については、提案審査の当日に行うものとする。
- ③ 提案書審査及びヒアリングにおいて、提案者の提案作成技術又は説明技術等によらず、提案内容の優劣について審査するものとする。